



6月の入り、季節も盛夏に向かって変わりつつあります。亀山学校事務センターの隣にあるしょうぶ園も、賑わってくることでしょう。急激な暑さに負けないように、基礎体力を鍛えたいものですね。

学校事務あれこれ

共済組合

育児休業手当金の給付率の引き上げ

子どもが1歳に達するまで、給付される育児休業手当が、育児休業開始より180日までは、100分の67になりました。(従来は100分の50)
ただし、181日～1歳に達するまでは、100分50です。また、産前産後休暇(有給)の間の、共済組合の掛金が、免除されることになりました。手続きが必要です。

家族介護休暇の取得を事由

とする休業手当の廃止

共済組合から、家族介護休暇を取得時の休業補償として60%程度の手当金がありましたが、平成26年以降は支給されなくなりました。ただし、9月30日までは、互助会「休業手当金に相当する給付金」が給付されることになりました。10月1日以降の給付はありません。

人間ドックの決定通知届く

決定者には、受診券がお手元に届いていることと思います。

退職教職員互助会(退教互) 会員

には、個人負担額6,000円以上の場合、3,000円の補助があります。女性検診なども該当しますが、請求は1年につき1度のみです。



期末勤勉手当支給日 6月30日(月)

支給率	期末手当	122.5
	勤勉手当	67.5

(期末手当+勤勉手当)

基準日は、H25. 12. 2～H26. 6. 1

この期間任用のない人や、退職など勤務されてない場合は期間率が減算されます。

例

4月1日 採用(新卒など)

期末手当 122.5 × 30% = 36.75

勤勉手当 67.5 × 30% = 20.25

講師⇒教諭もしくは講師(3月31日任用がない)

期末手当 122.5 × 80% = 98

勤勉手当 67.5 × 95% = 64.125

おねがい

・・・修学旅行・宿泊研修・バス電車を利用した遠足・社会見学が終わりましたら・・・

- ◎ 出張が終わりましたら、担当者はすみやかに、**修学旅行引率明細書の作成**をお願いします。就学援助特別支援就学奨励費の請求にも使いますので、**保護者への会計報告の作成**をお願いします。

就学援助などは、遅くなると保護者支給日も次の学期末になります。保護者の負担が少しでも楽になるように、よろしくご協力ください。(ちなみに、1学期分の学校メ切りは、6月16日です。)

